

令和4年度 第8回倉吉市農業委員会会議事録

1 開催日時 令和4年11月10日(木) 午後1時30分から午後3時00分

2 開催場所 倉吉市役所 第2庁舎 3階 会議室302

3 出席委員 (23人)
会長 15番 山脇 優 委員

農業委員

1番 早田博之 委員	2番 高見美幸 委員	3番 船越省吾 委員
5番 吉村年明 委員	6番 藤井由美子 委員	7番 河野正人 委員
8番 福井章人 委員	9番 鐵本達夫 委員	11番 室山恵美 委員
12番 山下賢一 委員	13番 筏津純一 委員	16番 山田有宏 委員
17番 原田明宏 委員	19番 美田俊一 委員	

農地利用最適化推進委員

西谷美智雄 委員	塚根正幸 委員	田倉恭一 委員	山本淑恵 委員
藤原 治 委員	林 修二 委員	小谷義則 委員	鳥飼 巧 委員

4 欠席委員 (4人)

10番 衣笠健一郎 委員	14番 松本幸男 委員	18番 數馬 豊 委員
涌嶋博文 委員		

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第48号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第49号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第50号 農用地利用集積計画の決定について

議案第51号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議案第52号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について

議案第53号 農用地利用配分計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 内川 啓二

主幹 梶本 幸敬

主任 岩田 寿朗

生活産業部農林課職員

主任 中嶋 美佐子

7 会議の概要

(1) 開 会

事務局 ただ今より、令和4年度第8回農業委員会会議を開会致します。始めに山脇
会長よりごあいさつをお願い致します。

(2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行し
ていただきます。よろしくお願い致します。

(3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは本日の議事録署名人ですが、私の方で指名させていただいてもよろ
しいでしょうか。

(はいの声)

議 長 それでは指名をさせていただきます。5番 吉村委員、6番 藤井委員に議事
録署名人をお願い致します。

※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 10番 衣笠委員、14番 松本委員、18番 数馬委員、涌嶋推進委員よ
り欠席の連絡が来ております。

(4) 連絡・報告事項

議 長 続きまして(4)連絡報告事項、事務局よりよろしくお願い致します。

事務局 令和4年度第8回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別
紙をご覧ください。(以下事務局説明)

(5) 議 事

議 長 では(5)の議事に入ります。本日の議事について、事務局より説明をして
ください。

事務局 本日の議案についてご説明させていただきます。議案第47号 農地法第3
条の規定による許可申請についてでございます。議案2ページから3ページの
とおり6件の申請がございます。番号1、番号4、番号5、番号6の4件につ
いては売買による所有権移転。番号2は使用貸借による権利の設定、番号3は
譲渡人の持分1/2の所有権について贈与による所有権移転を行うものです。
番号5について補足ですが、譲受人の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇については農地所
有適格法人ではありませんが欄外に記載のとおり農地法施行令第2条第1項第
1号ハ農地又は採草放牧地の権利移動の不許可の例外の規定で、教育、医療又
は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人の場合は取得しようと

する農地を目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる時は農地取得が可能となっております。今回の申請は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇における日中活動で農作物を栽培し障がい者の活動の場と生きがいの創出を計画されるもので、先程の要件を満たしているものと考えております。下限面積についてはそれぞれ備考欄に記載のとおりで、いずれも許可要件を満たしているものと考えております。

続いて議案第48号 農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。議案5ページ記載のとおり1件の申請がございます。〇〇地内における集合住宅の建築で申請地は都市計画用途地域の第1種中高層住居専用地域に指定されているため、農地区分は第3種農地で原則許可でございます。

続いて議案第49号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてでございます。議案7ページのとおり2件の申請が出ております。

議案第50号 農用地利用集積計画の決定についてですが、議案の10ページから27ページのとおり51件の利用権設定の申し出と、議案28ページから30ページのとおり所有権移転が3件ございます。

議案第51号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定については、議案36ページから37ページのとおり2件の申請がございます。

続いて議案第52号 倉吉農業振興地域整備計画の変更についてでございます。議案39ページのとおり1件の除外の協議が出ております。

議案第53号 農用地利用配分計画については議案50ページから52ページのとおり5件の協議がございます。本日の議案は以上でございます。

議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 それでは早速議事に入らせていただきます。議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について皆さんにお諮り致します。議案に対する質疑ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、農地法第3条の規定による許可申請について賛成の農業委員の方の挙手をお願い致します。

(賛成者 挙手)

議長 はい、全員賛成でございますので承認と致します。

議案第48号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長 続きまして議案第48号 農地法第4条の規定による許可申請について委員の皆さんにお諮り致します。本件につきましては本日午前11時より当番委員であります笹津委員、山本委員、藤井代理、内川局長、岩田主任と私の6人で調査に行っておりますので、代表して笹津委員より報告をお願い致します。

13番 13番 笹津です。先程の6名の方と現地調査に行っ、何ら問題ないということで一致しましたので報告します。

議長 はい、ありがとうございました。それでは議案に対する質疑を求めます。あ

りませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、議案第48号について賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございますので議案第48号は承認と致します。

議案第49号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議 長 続きまして議案第49号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてお諮り致しますが、本件につきましても先程同様調査に行っておりますので引き続き篠津委員より報告をお願いします。

13番 13番 篠津です。1番、2番とも特に問題はないということで報告致します。

議 長 はい、只今報告があったとおりでございます。何ら問題はないということでございます。議案に対する質疑はございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、承認と致します。

議案第50号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 続きまして議案第50号 農用地利用集積計画の決定についてお諮り致します。本日の農用地利用集積計画の各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、そのように進行させていただきます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。10ページ番号1番から12ページ番号8番は、議長である私に係る案件でございますので、議長を藤井職務代理に交代し、私の案件について審議することにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは事務局説明をしてください。

事務局 13ページでございます。申請番号9番、〇〇の3筆の田、4,410㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでその他14ページの番号12番まで、合計致しまして9筆、13,072㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、只今説明がございました。皆様のご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、只今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致しまして、美田委員の入場を求めます。

(美田委員 入場・着席)

議 長 美田委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告致します。

続きまして14ページ番号13番、14番は西谷推進委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(西谷委員 退席)

議 長 それでは事務局説明をお願いします。

事務局 14ページでございます。申請番号13番、〇〇〇、〇〇〇の2筆の田、1,993㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでその他14ページの番号14番で、合計致しまして4筆、3,205㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、只今説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 続きまして議案第51号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定についてお諮り致しますが、本件につきましても午前中に農業委員会で調査に行っておりますので篠津委員より報告をお願いします。

13番 篠津です。午前中6名で現場に行きたかったですけど、道路が狭いため事務局の方で写真を撮っておられますので写真判定しました。〇〇〇番〇ですけどもこれが1万円、〇〇〇の〇〇〇番が2万円、〇〇〇の〇〇〇番が3万円、〇〇〇の〇〇〇番の〇が2万円。37ページの3件ですねこれいずれも3万円ということです。よろしくをお願いします。

議 長 はい、只今報告があったとおりでございまして写真も良い具合に写っておりまして、車が行かない所のございますので写真の判定でさせていただきました。先程あったように1万円から2万円、3万円という具合にしておりますので、それでは皆さんの質疑を求めたいと思います。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、承認とさせていただきます。

議案第52号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について

議 長 続きまして議案第52号 倉吉農業振興地域整備計画の変更についてお諮りいたします。事務局説明をしてください。

事務局 議案第52号について説明をいたします。議案39ページのとおり1件の除外の協議を受けております。詳細について、40ページ以降に記載しておりますので40ページから説明させていただきます。除外の理由等につきましては認定新規就農者である申請者が今後の事業拡大を考慮して農業機械及び備品等を保管する倉庫兼作業所を新設するにあたり、この地番について倉庫等に付帯する駐車場及び車輛の廻し場として利用する計画でございます。協議地の概要については40ページ下段に記載のとおりで、関係機関との調整状況は41ページに記載しております。市町村長の考え方につきましては42ページのとおりです。43ページから47ページまで図面等を記載しております。39ページに戻りまして、協議内容について農地区分及び許可基準に当てはめますと、農地区分は小集団の生産力の低い農地第2種農地であると判断しております。許可基準は農業用施設に供する場合でございます。農振除外の5要件を満たしており、許可見込み及び転用見込みありということで認められる事案と考えております。以上でございます。

議 長 はい、只今説明していただいたとおりでございます。皆さんの方で何か質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、議案第52号につきまして賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、承認とさせていただきます。

議案第53号 農用地利用配分計画について

議 長 続きまして議案第53号 農用地利用配分計画についてお諮りいたします。事務局説明してください。

事務局 50ページでございます。利用配分計画各筆明細につきましては、50ページの番号1番から52ページの番号5番までのおりでございます。権利設定をする農用地につきましては合計で40筆、47,647㎡の田、畑でございます。配分計画を受ける者の農業経営の状況等は、53ページから56ページに記載しております。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により倉吉市長から協議がありましたので、本会の意見を求めるものでございます。以上でございます。

議 長 只今議案の説明がございました。質問、ご意見等ございませんか。鐵本委員。

9番 9番 鐵本です。新規の方、〇〇さん、〇〇さんとか新規で就農されるという意味でしょうか。説明願います。

事務局 今、鐵本委員がおっしゃったとおりで、新規で今何もないですけどこれから向かっていくと、認定新規就農者の予定でございます。以上でございます。

議 長 2人は新規就農で、あとは新しい所を借りるから新規だ。

事務局 新規の意味ですけど、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の新規は新たな農地で耕作するという意味での新規です。〇〇さん、〇〇さんの新規というのは人が新ただし土地も新たということでご理解ください。

議 長 はい、職務代理どうぞ。

6番 6番 藤井です。ちょっと質問したいですけど、番号4番の〇〇さんの分ですけれども〇〇で18件新規のものだと思うんですけども、これっていうのはどういういきさつで〇〇さんが借りなっただけでしょうか。例えば、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方から〇〇さんに直接あったのか、ご存じないでしょうか。鐵本さんか、林さんか。

議 長 はい、林委員。

この反別はですね、去年旦那さんが亡くなられてまして奥さん1人。上の2つはそんなんの分かれ家の方の田んぼでして。実は〇〇さんはうちの中山間の組合員でございまして、中山間の方でどうも話があったみたいで。私はタッチしとらんですけれど。去年の11月に亡くなられたので、今年はなかなか草が刈ってなかったです、パトロールの時に山下さんも見られたと思いますけど。ところが親戚の人が10日ほど前に来られて全部刈られたと。そんなんのお手伝いも〇〇さんが行かれてるようです。まあ、あのきれいにもう刈ってありますし、畦草も田んぼの中も相当何回も刈りに来ていただいて、私たちの集落としては大変助かっております。まあ、いろいろ言われる人もありますけれども、山場の集落としてはイノシシ対策と受け手ですね、こんなので相当悩んでおりますので、稲がどうであろうが我々は作っていただける人があるということが大変有り難い話でございまして、これがないとなかなか守りができんと。見たら、女性1人で田んぼっていうのはできませんので、こういうことになったようですので、ご理解をいただきたいと思います。

はい、藤井委員さんどうぞ。

ただ私が心配するのはですね、今日は来ておられないけど數馬さんも隣に作っておると。草は刈りならん、中の稲はぐちゃぐちゃ、それが悪くなったら自分のところに来ると。電柵などもきれいに張ったって言われるですけど、〇〇さんはもちろん電柵も張っとんならんし、張っても草がつかえたら放電するですよ、皆さん知っておられるんですけど、でそういう状況だと。で隣の者は迷惑しとるって以前から私は言われとって、1回何かあったら質問してみるわと林さんか鐵本さんかわからんけどね、言っとったです。それで中はどうあれって今林さん言われたんですけどね、ほんにまあ鐵本さんもよう知っとんなると思うんですけどね、〇〇なんかも、もう本当に大変なことなんです。大豆にしる、米にしる。あれでようやとんなるな、儲けとんなるかどうかは私の言うところではないですけども。なんかすごい気の毒でね、作り手がなかったら、はい〇〇さん、作り手がなかったらはい〇〇さんって。本人はまあ作りますよって言いなるかわからんけど、それちょっと考えてあげないとどうかなっていう気がするです。でも本人が作りますよって言われればどうしようもないことですし。本当に作り手がいないので困っておられるのは集落の人ですからね、それはいいと思うんですけども。あの状態でね、一回水あげたらもう来ならんですよ、田んぼ。稲刈りも済んで、うちも近所にいっぱい作とんなるんですけど、で近いところに大豆も作とんなるです。もう植えてすぐから草だらけ、全然構いならん。ただ畦草だけは〇〇さんですかいね、3人か4人かグループでおんなるその人が刈りに来なるです。畦草の方は心配しとらんですけれど、ただ中の方は一切刈りならん。そういう状態であっちもこっちも、何かあるのかなって思うです。例えば新規で借りて何か補助金が出ますよね、1反8,000円、その分でやとんなるあれで作りなるのかなとかいろいろ考えちゃうです。ようこれでやとんなるなっていうのが思いですけど。まあ、本人さんじゃないから林さんに言っても分からんでしょうけども、ということですけど。今後こういうのが出たらね、やっぱりそこを考えてあげんと。ただ何でもかんでも持って行ったら、ええですよって受けてくれなるけって持って行くのはどうかなという気もせんでもないです。以上です。

議 長 はい、林委員。

林推進委員 藤井さんの言われることはもっともだと思いますけど、我々のところは1反もないような田んぼに畦が3畝とかで、そこを守りしてもらおうかと思えば少しのことは目をつぶらんとやっていければいいですわ、はっきり言って。電気柵を張らないけん、年寄りが電気柵を張ろうと思えば相当な労力ですよ。せっかく張ってもねイノシシに、今年私の場合は1窪入られました。張っっても持ち上げて入りますからね、毎日見回らないけん。そういう条件の悪いところを、電気柵を張らなくても何もせんでもええようなところと比べてもらったら困るですわ。我々は日々努力しております。それに30町あるです、〇〇に元々は。今は10町で、米作っとるのは6人ほどです、35軒あって。本当にね、大変なんです。それでこれから緩衝地帯の話が出てこようと思えますけどね、そういう方向も考えないけんし。そういうことよりも私たちは何を作ったらいいのか、イノシシにやられんもの、年寄りで軽いもの、そしてお金になるもの。そういうことの方を話し合ってください。人のあらを探すだったらここにおられる方でも、言おうかと思や言えることもあります。だからそういうことになしに、もっと山側の農家のことも考えていただきたいなと思っております。よろしく願います。

議 長 中山間組合は作っとる。

林推進委員 はい。

議 長 中山間である程度そういうことは話し合ってる。

林推進委員 はい、今出とるのも中山間の1つです。

議 長 さっき言ったような、あなたが言ったような何を作ろうとかある程度中山間組合で話された方がいいじゃないかな、今後。出来る人は手伝いよこして作ったりとかね。

林推進委員 なかなか出来る人って言ったって年寄りばかりで、そういう人が出とったってなかなか難しいものもあるです。それに若い人は勤め人だし、日曜日って言ったらなかなか休めれん人もあるし、公務員ならいいですけどそういう人もたくさんおられますんで。中山間も今は10数軒になってしまいましたので、本当に大変なんです。草を刈ってもらって今〇〇さんが打ってるところは大きなブルドーザーみたいなトラクターで打っていただいとるし、作ってもらっている田んぼはちょっとウイックして通らないけんかもわからんけど、そういうことでも我々は有り難いと思っております。まあ、そこは理解していただきたいなと思っております。

議 長 中山間の組合の農地だったらきちんと草刈りはせんといけんし、まあ、管理だけはね、せないけんと思っておりますけど。

林推進委員 でないと検査通りませんのでね、農林課の。

議 長

そうそう。うちも中山間組合22町で、私が組合長して平成11年から今のところ36名か会員がね。そういうところは跨がんとですね1集落でなしに、5集落が入っておりますのでね。それをまとめてずっとやっとして、一番高い法面が8メートルくらいあるんですよ、畦畔刈るのがね大変なんですけれども。でもみんながそれを知っとしてそれなりにきちんと草刈りをして、とにかく検査までにはきちんと草刈りをしてくださいよ、ということでもかなり厳しくやっていますので。みんなが守ってくれてね、今のところ荒廃農地もなしに共同作業で草刈りもしますしね、やっています。そういうことで、組合等があれば組合を中心に今後ねそういうことも考えていって、みんなが知恵を出し合ってされればいいかなと思いますんで。うちのとも年々高齢化して跡継ぎ、若い者が組合長してくれる者がおらんもんでいつまで経っても辞められない。20何年かしちゃった、ということで頑張っているところですけども。ぜひとも今いろいろ意見出ましたけど、そういうところで草が生えたら刈るなりイノシシが入らんようにするなりいろいろやって農地を維持していただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。ま、藤井さんそういうことで。

6 番

〇〇さん自体をよう知っとするけね、腰が痛いだの何だの言っ、マッサージしてきただ医者に行っ来てただ言いよなってね。ただ断りならん人なんですって。だけ、そこら辺は集落でしとんなるならなるべくならそうやってしてあげて、〇〇さんは今ある農地を本気でやんなった方がいいでないかっていう意味で言っわけです。〇〇さんのことを心配しとるです。なるべくだったら〇〇の人でして、〇〇さんは〇〇の方から〇〇〇の方からしとられるです。それをきっちりやりなったら遠くまで行くよりいいじゃないって話しとったもんで、そしたらたまたまこれが1町なんぼも出てきたもんでね、びっくりしっちゃったです。そういうことでそんな悪い意味はないです。

林推進委員

〇〇さんのお母さんが私の部落の出身で家もそこにありますので。

6 番

うちも遠いところをずっと作っとした、〇〇の方も作っとしたこともあるです。〇〇の方がうちの母親が出たところで、〇〇の方も作っとしたけどやっぱりそういうところってというのは経費も掛かる、人手もいる、でとにかく遠いところは止めようということで全部手放して近いところばかりにしたわけですけども。そういういきさつがあるもんで、〇〇さんも〇〇に行ったり、〇〇の方に行ったりぐるぐるしなるだったら、近くをきっちりしなっったほうが儲かるのではないかなと思っての話です。そんなあら探しとか止めなっった方がいいとかそういうあれではないですけども。

林推進委員

うちの中山間には〇〇さんだけじゃなくて、〇〇〇君も入っておりますので。両方認定農業者ということで相談しながらしようかなというふうに思っています。

議 長

はい、ならそういうことで。作ってもらうのはええけど、収入が減るようなことじゃ意味がないしな。草ぼうぼうで田んぼに稲が刈れんようなことじゃ、そういうことがないようによろしく。皆さんの方で他にございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、先程の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。異議なしということで議案第53号について承認いたします。以上で議事は終了と致します。

(6) その他

議長 続きまして別冊、その他報告・連絡事項をご覧いただきたいと思います。(1)農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書について、岩田主任の方から説明をしてください。

事務局 はい、それでは別冊のほうをご覧いただきたいと思います。2ページから7ページまで農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書について記載しております。

2ページ(1)は鳥取県中部総合事務所道路都市課が発注する○○○○○○○○○○道路及び河川災害復旧工事に伴う一時転用で仮設道路として使用するものでございます。請負業者は○○○○○○○○です。転用期間と届出地について以下記載のとおりなのですが、10月26日に工事が完了した旨の連絡がありましたので、現地を確認し敷鉄板等既に撤去されていることを確認しておりますので、申し添えます。

3ページ(2)の鳥取県中部総合事務所道路都市課が発注する○○○○○○○○及び道路災害復旧工事に伴う一時転用で資機材等置場として使用するものでございます。請負業者は○○○○○○○○○○で転用期間と届出地について以下記載のとおりです。

4ページ(3)は鳥取県中部総合事務所河川砂防課が発注する○○○○河川災害復旧工事に伴う一時転用で資機材等置場として使用するものでございます。請負業者は○○○○○○○○○○で転用期間と届出地について以下記載のとおりです。

5ページ(4)は鳥取県中部総合事務所道路都市課が発注する○○○○○○○○○○及び河川災害復旧工事に伴う一時転用で仮設道路、作業ヤード及び材料置場として使用するものでございます。請負業者は○○○○○○○○です。転用期間と届出地について以下記載のとおりです。

6ページの(5)及び7ページの(6)は、いずれも倉吉市文化財課が実施する埋蔵文化財の試掘調査に伴う一時転用でございます。調査は市の文化財課が直営で実施するもので、転用期間と届出地について以下記載のとおりですが6ページ(5)については10月26日に調査が完了したとの連絡がありまして、10月27日に現地にて埋め戻しが完了していることを確認済みでございます。以上でございます。

議長 (2) あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任について、梶本主幹。

事務局 8ページのあっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任についてとい

うことです。今回は5件ありました。1番目から説明させていただきたいと思います。

まず1番は〇〇〇〇さんで、土地は〇〇〇の水田でございます。相談内容は、賃貸借ということでございます。

9ページ2番目は相談者が〇〇〇〇さんで、土地は〇〇〇〇の畑となっております。相談内容は売買、賃貸借、使用貸借でございます。

10ページ3番目は相談者は〇〇〇〇さんで土地は〇〇の水田、畑となっております。相談内容は売買でございます。

11ページ4番目は相談者は〇〇〇〇さんで土地は〇〇〇の水田となっております。相談内容は賃貸借でございます。

12ページ5番目は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんで、相談内容は〇〇を新植したい。〇〇〇、〇〇周辺で、約2haを希望しているとのことでした。

以上、あっせん委員の選任についてよろしくお願い致します。

議 長 それでは早速委員を選任したいと思います。まず始めに〇〇〇、西谷美智雄委員これは田植機が嵌まる所かいな。

西谷推進委員 推進委員の西谷です。この〇〇〇の〇〇は非常にやおいところではありますけれども、ただ1点、〇〇〇には〇〇の集落を通って入ってくる水路があるです。その水路でここをまかなった訳でして、その水の問題は大変〇〇〇は厳しい問題があって、必要でない時に大きな雨が降るようなことがあると浸かってしまうという非常に不合理で訳の分からん土地でございます。どうしてもあっせん委員になれということになりますと、補佐で入らせてもらいますが、〇〇〇のところから農業委員さんで船越さんがおられます。この方のところの前の水をなんとかしてごさんことには前に進んでして。農地の地権者もその辺の理解をしとらんと、あっせん申し出すれば誰でも作ってごしなるけっていう感覚じゃどうも具合が悪い、こういう気がします。ですから〇〇〇から高見さんと、船越さんと2名農業委員さんがおられますのでその点を良く理解していただいて。良い田んぼばっかしなんです、ですけど水の問題があってですね、地権者の方がそれを知っておられるのかなというのがある。その解釈をうまいこと2名の農業委員さんからご指摘して、地権者の方に説明をしてあっせんをされたほうが僕はいいと思いますけれども。補佐にはならしていただきますけど、トップバッテリーではちょっと具合が悪い。よろしくお願い致します。

議 長 〇〇〇は西谷さんの住んどなる所だな。近所の人でないか、これ。

西谷推進委員 同じ集落内の同級生ですけども〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、本人さんは〇〇の方に住んでおられます。

議 長 分かりました。じゃあ船越委員が主となって、補佐が西谷推進委員で2人でやってください。続きまして〇〇、〇。原田委員かな、1人でよろしいですか。

17番 はい。

議 長 なら、原田委員にお願いしますね。次、〇〇、塚根推進委員さんよろしいですか。

まとめとるですけど、ああいうもの〇〇〇〇が努力して耕作者見つけるってこともないでないかと思うし。この時に地元の方でええ話ができるような分があればええけど、なかなかそこまで72ぐらいになつとる農業委員が努力する前に自分のが倒れちゃう。ほんに難しいなと思います。うちの法人はうちの村の農地がある時期町外の人とか他所の法人が、〇〇〇〇〇〇〇〇とか〇〇〇〇〇〇とか来だして、こがになったらえらいことになるなということのでいち早く集落営農から法人に向かつとるです。〇〇〇〇〇〇はそういうことに取り組んだんだったら契約したその時期まで責任もって頑張ってもら。その後泣きついてくる状況にならな。

議長 先程鐵本委員が言われたように、病気とかね耕作がもう絶望的だとかいうことであれば分かるんだけど、農地が悪いからよう作りませんって投げたものをねあっせんするというのはあっせん委員も大変だと思うんですよ。これは期間内の令和7年の3月15日までは〇〇〇〇〇〇で責任もって作ってもら人を探すとかやって下さい。船越委員。

3番 石が出た、じゅるいとかなると、なんで受けたのか私にも分かりませんが。解約するしかありませんね。

議長 〇〇〇〇〇〇は良いところしか契約しならんけ、悪いところは始めから除外してた。〇〇〇〇〇〇が3年間保管してもね借り手がなかったら返すだけ。なら初めから借りん方がええということですね。3年間管理せないけんどもん、草刈ったりな。だから大変だからそういうところは初めから除外して作り手はありませんよということで初めから除外して今まで来とるだけ。
これは途中で作った人が分かったということでしょう。石が出たりとか最初はいいと思って作ったけど、〇〇さんが投げちゃったってことでしょう。そういう田んぼと知りながらあっせんはできんと思うよ、農業委員も。これはあくまでも最後まで〇〇〇〇〇〇〇が。解約するなら解約してから後。そがにせんといけんと思うよ。

3番 保全管理をして返すようになります。

議長 そういうことで、この件はなしということにさせていただきます。次、〇〇〇〇〇〇の分、これは〇〇と〇〇〇、藤原委員でよろしいですね。

藤原推進委員 2ヘクタールという大きな面積ですので河野委員と一緒にやっていきたいと思いますが。現状を話しておきますと、やっぱり黒ボクで平坦と言ったらスイカであつたり畜産農家にも助けていただいております。〇〇ですね、情報を得ながら河野委員さんと一緒にやっていきたいと思いますが。以上です。

議長 〇に下りる左のところに〇〇〇〇〇〇〇〇〇が借りとるでしょう、あれ作つとるか今。ああいうところをあっせんしたらどうかな、〇〇〇〇〇〇〇〇〇もちょっと無理でないか、あちこち返しよるけ。

藤原推進委員 〇〇〇〇の土地改良区だつたりね、そういうところと相談しながら。酪農家

が求めとられる部分がありますので。やっています。

議長

そういうことで、よろしくをお願いします。

ではあっせんさんの活動について報告させていただきます。①の〇〇〇〇さんの〇〇〇の件ですが、とりあえず私も新規就農者で米を作って、今5町ばかり開いておりますので、まあスイカと野菜を作っています。その方に話しをしておりますけれど秋だったもので今忙しいけ落ち着いてから話させてくださいということで、今継続中ということで報告をしておきます。

涌嶋さんは今日は欠席で次回。次、③筏津委員。

13番

13番 筏津です。この案件ですけれども、この圃場に行ってみましたがとても耕作のできるような状態ではありません、山かという。〇〇〇〇〇さんにその旨を言ったら、行ってないので分からんということでした。また兄と相談して後日連絡があって、この件は取下げるということでした。よろしくをお願いします。

議長

以上でございます。続きまして（4）県外視察研修について。

事務局

（4）県外視察研修ということで説明させていただきます。今日お手元に緑の紙を配布させていただきました。それに基づいて予定なり説明させていただきたいと思っております。

11月17日の7時30分に出発を致します。初日は淡路島経由で南あわじ市で昼食をとり、その後、徳島県の竹内園芸での視察を14時30分から行います。1時間半程度を予定しております。その後、徳島市に17時に到着して、宿泊を予定しております。翌日は9時にホテルを出まして、午前中は香川県でうどん作り体験を行い、昼はうどん作り体験とは別の場所でうどんを食べて、午後からはミカン狩り、その後今治の方に行きまして、さいさいきて屋という直売所を見学したいと思っております。帰りは19時00分の予定でございます。研修レポートのほうをお願いさせて頂くようになりますけれども、用紙は当日配布予定です。記載どおり7時に海田車庫を出発します。現時点の確認として海田車庫に行かれる方は挙手をお願いします。また変更があればお知らせ下さい。とりあえず2名で予定をしておきます。

議長

市役所を7時半に出発、1座席1人の予定になります。こういう時期ですので大声でしゃべったりできません、おつまみ等はバスに乗せておりますので飲んだり食べたりは自由にして下さい。アルコールは出ません。次の日はセルフうどんになっておりますので、好きなものをのせて食べていただきます。そういう予定でございます。それから服装です。この度は企画委員長と話をさせていただいたんですけど、今回は自由な服装で行っていただきます。スーツ着てネクタイ締めて、委員章付けなくてもジャンパーでも何でもラフな格好で行って下さい。そういうことで今回からさせていただきます。今までは相手が農業委員会とか堅いところに行く場合はきちんと行ってたんですけど、今回からは別にいいということにさせていただきます。

事務局

今回の場所がということですね。

- 議 長 場所がということでもありますが、今後とも大体いいじゃないかと。それから写真を撮りますので、靴がつかげとか草履履きとかでないように。
- 事務局 農業委員会だよりで写真を使う予定にしておりますので、写ってもいいような服装でお願いします。
- 議 長 では（５）その他。
- 事務局 令和５年度の県外視察研修提案書の提出ということで受け付けておりますので、帰りに後ろで渡すなり梶本まで提出していただければと思いますのでよろしくをお願いします。
- 事務局 それと、もう１点でございます。〇〇の〇〇の利活用につきましてこちらの方は特に資料は用意しておりません。口頭にて報告ということで、この件につきましてはそもそも４月の相談会です。〇〇〇さんとその息子さんがお見えになられで相談があった案件で、〇〇自体が〇〇〇事業で建設されたと、その時はなんとか〇〇の利用者がいないかとの相談でございました。藤原委員さんを始め、〇〇〇の〇〇さんとか各方面をあたっていただいたものの、〇〇〇事業ということだったので〇〇〇〇さんや中部農林局農業振興課〇〇担当の課長補佐と協議しまして、確固たる財産管理台帳というものが出てこなかったんですが、整備から３０年経過しており補助事業の縛りもないということで〇〇解体もやむなしという結論を〇〇〇さんに先月伝えさせていただきました。今後解体作業の方に入られる予定で畑にしたいという意向をもっているようです。以上です。
- 9 番 事務局の方にお聞きしたいんですけど、農地法３条申請してOKになったんだけど、途中で親が死んだりそういうのって本人さんが何か止めたという申し出かなにか届出しないと有効なのかということと農地法の４条、５条のいうようなことでそれをしなくてもずっと有効なのかというその辺の話です。例えば５年経っても１０年経ってもしないということがあるかもしれない。分かる範囲で。
- 事務局 ３条の件については宿題にさせて下さい。４条、５条の件については同じ様なタイミングで今調べよる案件がありまして、原則は許可が出たらそれに向かってやってもらわないと、取下げということはないけど違反になるという考え方になるかと思えます。そうならんためには転用を取下げてもらふ必要が出てくるというルールです。ちょっとそこまで全体の把握も今できていないので、もしそういう案件があったら適切な処理をしていただくように指導しなければならないので、委員さんの方からもご指摘頂ければと思います。県とも確認しながら今ちょっと相談をし始めているところです。こういったところでよろしいでしょうか。
- 9 番 はい、以前は関金町時代の時には、今年はちょっとようせんでという時には事情を書いた物を出してくれと、で待ちますよということで。まあ、１年、２年、３年ならいいですけど、５年経ってもずっとしない時にはなんでしないんですか。辞めるなら辞めるということを出して下さいとなるんですね。許可を

出すところそのまま出すんだけど、追っかけていくことも大変だと思うんですけどどう違うのかその辺があるのでまた教えて下さい。

事務局 個々の案件によってまた事情も違ってこようかと思いますので、また今後勉強して報告させていただきます。

9番 よろしくお願ひします。

議長 よろしいですか、その他、皆さんの方でございせんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、本日の農業委員会会議はこれをもちまして閉会と致します。

— 午後3時00分 閉会 —